

船橋市学校昼食補助に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食が一定の間、提供できず、ミルク給食となる事由により、保護者が学校給食の代わりとして用意する昼食について、船橋市学校昼食補助（以下「昼食補助」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 学校給食が一定の間、提供できない事由

給食施設の工事により給食が提供できない場合。

(2) ミルク給食

主、副菜が提供されず牛乳のみ提供される学校給食をいう。

(3) 給食単価

船橋市学校給食費に関する条例施行規則の第3条に定める学校給食費の1食あたりの額をいう。

(昼食補助の対象者)

第3条 船橋市学校給食費負担者のうち、別に定めるところにより就学援助の認定を受けている者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する者のうち、船橋市立小中学校に在籍する児童の保護者とする。

(昼食補助の申請)

第4条 昼食補助については第1号様式による申請に対する、教育委員会の決定により開始する。決定については教育委員会より第2号様式にて通知する。

(昼食補助の額)

第5条 補助額はミルク給食の回数に給食単価を乗じた額とする。転入などにより給食停止期間の途中より補助を受ける場合は、決定時からのミルク給食の回数に給食単価を乗じた額とする。

(昼食補助の支払い方法)

第6条 昼食補助の支払いは口座振込とする。口座については第1号様式による申込口座とする。

(昼食補助の取消)

第7条 昼食補助の決定が取り消された場合は、支払いを停止する。

(昼食補助の調整)

第8条 ミルク給食の回数に変更が生じた場合、また昼食補助の対象者について在籍状況などに変更が生じた場合、教育委員会が必要があると認めるときには昼食補助の額を調整する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和元年9月1日以後に実施する学校昼食補助について適用する。

第1号様式

船橋市昼食補助申請書

年 月 日

船橋市教育委員会 へ

私は、船橋市学校給食が停止する期間中、下記児童生徒の昼食を準備する費用を、昼食補助として受け取ることを申請します。

所属学校・クラス	船橋市立	年	組
フリガナ			
児童生徒氏名			

市から私に対して支払われる昼食補助については、下記の口座へ入金してください。なお、口座名義人が私（保護者）と異なる場合については、私（保護者）が市に対して有する受領権を下記口座名義人に委任したものと取り扱っていただいて差支えありません。

指定 口座	ゆうちょ 銀行	金融機関名	本支店名	預金種別	□座番号			
				□普通 □当座				
	以外の銀 行	金融機関コード	支店コード	□座名義 ※カタカナで記入				
	ゆうちょ 銀行	通帳番号	通帳記号	□座名義 ※カタカナで記入				
1			0	の				

※銀行名・支店名・口座番号等誤りが無いが、今一度通帳等で確認してください。

ゆうちょ銀行の場合は特に、記載した記号番号で間違いがないか確認ください。

なお、学校給食の停止期間や在籍状態などに変更が生じ、昼食補助が減額になった場合、私は速やかに昼食補助を船橋市へ戻入（返金）することを了承します。また、必要な戻入を行わなかった場合に限り、船橋市及び船橋市教育委員会が、戻入の管理に必要な範囲において、市が有する私の情報を調査し、使用するとともに、関係する組織間で共有することを了承します。

保護者	住所				
	氏名		㊦	続柄	
	氏名		㊦	続柄	
	携帯電話	()			
	固定電話	()			

様
(児童生徒氏名 様分)

第2号様式

年 月 日

船橋市昼食補助可否決定通知書

様

船橋市教育委員会 印

船橋市立 学校の給食停止期間中の昼食補助について、次のとおり決定しましたので通知します。

昼食補助 受給者	住所			
	氏名			
対象となる 児童又は生徒 等	学校名		学年等	
	フリガナ			
	氏名			
決定内容	1. 補助する (期間 ~)			
	2. 補助しない			
	(補助する額または補助しない理由)			

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、教育委員会となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。